

上越市議会議員一般選挙 投票日は4月26日(日)です

■問合せ：上越市選挙管理委員会事務局（☎025・526・5111、内線1388）

市議会議員選挙に併せて、地域協議会委員の選任投票も行います。なお、各地域自治区の公募者数が定数を超えない場合は投票はありません。選任投票を行う地域自治区は別途お知らせします。

4月26日(日)に、任期満了による上越市議会議員一般選挙が執行されます。投票所・投票時間、期日前投票などについては、広報上越4月号で詳しくお知らせします。

なお、次の投票方法による投票（不在者投票）を希望する人は、事前に手続きが必要ですので、早めに市選挙管理委員会に連絡してください。選挙は、皆さんの意思を政治に反映する大切な機会です。棄権せずにあなたの大切な一票を生かすため投票しましょう。

等で不在者投票ができません。投票用紙の交付申請手続きなど、詳しくは市選挙管理委員会または病院、施設の係員に問い合わせてください。市外の病院や施設に入院・入所している人が不在者投票を希望する場合は、早めに市選挙管理委員会へ申し出てください。

身体に障害のある人の郵便などによる不在者投票

次の①～③のいずれかに該当する人は、自宅から郵便などによる投票ができます。新たに郵便などによる不在者投票を希望する場合は、事前に手続きが必要です。市選挙管理委員会へ申し出てください。

(1) 身体障害者手帳を持っている人で障害の程度が①～③のいずれかに該当する人

① 両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級

② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級

③ 免疫、肝臓の障害が1級～3級

(2) 戦傷病者手帳を持っている人で障害の程度が①か②のいずれかに該当する人

① 両下肢、体幹の障害が特別項症～第2項症

② 内臓機能の障害が特別項症～第3項症

(3) 介護保険「要介護5」の人

※①～③の項目に該当する人で、かつ上肢もしくは視覚の障害の程度が身体障害者手帳で1級または戦傷病者手帳で特別項症～第2項症の人は、事前に手続きすると代理人の記載で投票できます。

他の市区町村に滞在している人の不在者投票

仕事などで他の市区町村に滞在し、選挙期間中に上越市へ帰ることができない人は、市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在地の選挙管理委員会へ不在者投票をすることができません。不在者投票は、滞在地で行った不在者投票の投票用紙が投票日までに市選挙管理委員会へ到着する必要があります。早めに手続きをしてください。手続きに必要な書類は、市ホームページからダウンロードすることもできます。書類に必要な事項を記入のうえ、市選挙管理委員会事務局（〒943-8601 木田1-1-3）へ郵送してください。

指定病院などでの不在者投票

上越地域医療センター病院、県立中央病院、新潟労災病院、上越総合病院、特別養護老人ホームおよび老人保健施設など指定の病院や施設に入院・入所している人は、その病院

